

デジタルマーケティング・サイクリスト誘致促進事業 企画提案型プロポーザル実施要領

この要領は、県・市町・民間団体が組織する愛媛県自転車新文化推進協会が実施するデジタルマーケティング・サイクリスト誘致促進事業の企画提案型プロポーザルに参加しようとする者（以下「提案者」という。）が留意すべき事項について定めたものであり、提案者は以下の事項を了知し、企画提案書を提出するものとする。

なお、本業務は、愛媛県の負担金を活用して実施する事業であり、愛媛県の令和8年度当初予算が成立することを前提に行うものであることから、事業内容の変更や業務実施を取り止める可能性があるため留意すること。

1 事業目的

愛媛県では、サイクリングを活用した地域振興を図るため、全国に先駆けて健康・生きがい・友情を育む自転車新文化を提唱し、しまなみ海道を舞台とした国際サイクリング大会の開催や愛媛マルゴト自転車道の整備、サイクルオアシスの設置など受入環境の充実のほか、シェア・ザ・ロードの精神に基づく自転車の安全利用等に取り組むなど、全方位でサイクリングブランド化に注力してきた。さらに、しまなみ海道が国の「ナショナルサイクルルート」に指定されるなど、グローバルブランドとして地位を高める中で、令和2年度には、「愛媛・しまなみ海道地域振興ビジョン」を策定し、更なる誘客促進による地域振興を図ることとしている。

そのような中、愛媛県自転車新文化推進協会では、本県への誘客の核となるしまなみ海道を中心とした更なる認知拡大と興味関心の深化を図りつつ、高まった関心を実際の本県への来訪につなげるため、予算の範囲内で最大限効果的かつ効率的な広告配信を行うとともに、戦略的にデジタル及びSNSを活用した誘客促進プロモーションを実施する。

さらに、実際にしまなみ海道の愛媛県側の魅力及び県内サイクリングルートのプロモーションを実施し、これらの事業成果の継続的な収集・分析を行うことで、セグメンテーションとターゲティングの最適化及びインサイトの探求を深め、PDCAサイクルを循環させるデジタルプロモーションを展開し、実需の創出を狙うことを目的とする。

2 業務の概要

- (1) 名称 デジタルマーケティング・サイクリスト誘致促進事業
- (2) 内容 別添「仕様書」のとおり
- (3) 期間 契約の日から令和9年3月末まで
- (4) 予算額 金10,400,000円以内（消費税及び地方消費税額を含む）

3 企画提案の参加資格

参加者の資格要件は次のとおりとする。

- (1) 地方自治法施行令第167条の4（一般競争入札参加者の資格）の規定に該当しないこと
- (2) 愛媛県から入札参加指名停止を受けていないこと
- (3) 会社更生法に基づく更生手続開始の申立て、民事再生法に基づく再生開始の申立て

- 及び破産法に基づく破産手続開始の申し立てがなされていない者であること
- (4) 宗教活動や政治活動を主たる目的とする団体、暴力団若しくは暴力団員の統制の下にある団体ではないこと

※共同企業体で参加しようとする場合は、代表者・構成員ともに上記(1)から(4)の資格要件を満たすこと。また、構成員は単体で参加することはできない。

4 参加申し込み

参加を希望する業者は、令和8年3月2日(月)15時までに別添「企画提案型プロポーザル参加表明書(別紙①-1)」を「14 問い合わせ・連絡先」まで、電子メール、持参又は郵送(必着)で提出すること。

なお、共同企業体による参加の場合には、代表者及び全ての構成員に係る名称、所在地及び連絡先を記載し提出すること(別紙①-2)。

また、資格要件を満たさない事業者に対しては、電子メール、郵送又はFAXにて通知する。

5 企画提案書

(1) 提出書類

① 形式：原則としてA4判(着色・両面印刷可)

- ・「使用する言語、通貨及び単位」

言語：日本語

通貨：日本国通貨

単位：日本の標準時及び計量法(平成4年法律第51号)に定める単位

② 内容：30ページ以内(片面を1ページとし、表紙を除く)

【内訳】

- | | |
|------------------------|-----------|
| ・概要(全体構成、PRポイント等)..... | 2ページ以内 |
| ・ブランドディレクション業務 | } 22ページ以内 |
| ・サイクリングウェブサイト構築等業務 | |
| ・広告配信業務 | |
| ・効果測定及び報告業務 | |
| ・スケジュール..... | 2ページ以内 |
| ・収支計画書(または経費見積書)..... | 2ページ以内 |
| ・業務実施体制..... | 2ページ以内 |

③その他必要書類

- ・事業者概要(設立年月日、資本金、従業員数等)

※共同企業体の場合には、共同企業体組織の規定・会則等を別途提出のこと

- ・類似事業の実績内容(実施年度、事業名、事業発注元、事業概要を10件以内)

※共同企業体の場合は、構成員それぞれの実績内容を合計して20件以内

④備考

- ・提案書の表紙には、宛名「愛媛自転車新文化推進協会会長」、タイトル「デジタルマーケティング・サイクリスト誘致促進事業企画提案書」、提出年月日、会社名(正本のみ押印)を記載すること。

- ・ 1 企業(共同企業体)につき各 1 提案
- ・ 質問がある場合は、別添のデジタルマーケティング・サイクリスト誘致促進事業企画提案型プロポーザル質問票(別紙②)により、令和 8 年 3 月 2 日(月)15 時まで「14 問い合わせ・連絡先」あて電子メール又は FAX で送付すること。質問及び回答内容は企画提案型プロポーザルに参加する全社に電子メール又は FAX で回答することとする。

(2) 提出部数

企画提案書 10 部(うち正本 1 部)

(3) 提出期限及び提出先

提出期限：令和 8 年 3 月 16 日(月) 15 時(必着)

提出先：「14 問い合わせ先・連絡先」まで、持参又は郵送とする。

6 審査

審査は企画提案書をもとに、審査会を設置し、次による審査を行う。

企画提案書を基に書面審査又は事業者によるプレゼンテーションを行い、審査会において審査する。ただし、応募者多数の場合は、プレゼンテーションに先立ち、全提案の中から、3～5 案程度の選定を行う。

なお、プレゼンテーション参加の可否については、企画提案書を提出した業者に対し、事前に連絡する。

7 プレゼンテーションを実施する場合

(1) 実施日 : 令和 8 年 3 月中下旬

(2) 場 所 : 愛媛県庁周辺会議室又はオンライン

(3) 持ち時間 : 30 分(説明 15 分・質疑応答 15 分)

※提出された企画提案書は事前に審査委員に配布するため、要点を説明すること。

(4) 順 番 : 上記 4 「参加表明書」の受付順とする。

(5) その他 : プレゼンテーションは提出した企画提案書の内容とし、愛媛県自転車新文化推進協会が準備するプロジェクターを使用することができる。なお、上記(1)～(3)の内容については、変更する場合がある。

8 審査基準

(1) 業務内容の理解度

事業の目的を十分に理解した提案であるか。

同種、類似の業務の実績を有しているか。

(2) 提案内容の優良性

具体性、妥当性、実現可能性を伴い、優れているか。

短期的な成果や事業の継続性、発展性が見込まれるか。

(3) 提案内容の独創性

効果を高めるための独自発想や提案が盛り込まれているか。

(4) 業務成果の中立性

目標設定は適切か。

適正公平な業務成果を示すことができるか。

(5) 業務遂行の安定性

業務遂行の実施体制は適切か。

業務工程ごとのスケジュールは適切か。

(6) 専門知識

業務を遂行するために必要十分な知識・知見を有し、活用されているか。

(7) 経費

業務目的、内容に則した適切な経費が計上されているか。

経費内訳は明確かつ適切に記載されているか。

9 審査結果

企画提案型プロポーザル審査会における審査を経て、文書で企画提案書提出事業者に通知する。

10 スケジュール

3月 2日(月)15時 参加表明書提出締切

3月16日(月)15時 企画提案書提出締切

3月中下旬 審査会(プレゼンテーション)

3月下旬 委託業者決定

11 業務実施上の条件

(1) 委託業務の実施にあたっては、愛媛県自転車新文化推進協会及び愛媛県自転車新文化推進協会が委託する別事業の受託業者等との連携を十分に図ること。

(2) 委託期間において、必要に応じて愛媛県自転車新文化推進協会との業務打ち合わせを行い、業務全体の進捗状況及び今後の実施予定等を確認するものとする。

(3) 常時、連絡調整ができる体制を整えておくこと。

12 その他

(1) 提案書作成及びこれに係る付帯作業の経費等は提案者の負担とする。

(2) 提出された提案書ができる体制を整えておくこと。

(3) 提出された提案書については返却しないものとする。

(4) 参加表明書提出後、本プロポーザルへの参加を辞退する場合は、別紙③により「14 問い合わせ先・提出先」まで、電子メール又はFAXで連絡すること。

(5) 本事業は、愛媛県議会令和8年2月定例会において、令和8年度当初予算が成立することを前提として実施するものであり、予算不成立の場合は、契約手続きを中止し、契約は締結しない。

13 委託契約

(1) 契約の締結

契約については、選定された企画提案内容を直ちに契約内容とするものではなく、契約

候補者と提案内容に沿って契約内容についての協議・調整を行い、愛媛県自転車新文化推進協会と契約候補者の双方が合意に至った場合に、契約候補者から見積書を徴し、愛媛県自転車新文化推進協会が定めた予定価格の範囲内であることを確認し、委託契約を締結する。その際、協議等の結果に基づき、企画提案内容の一部を変更する場合がある。

最優秀提案者が正当な理由なく契約を締結しないとき、又は協議が整わなかったときは、その選定を取り消すとともに、審査会において次点となった者を最優秀提案者とし、契約内容についての協議を行った上で、契約を締結する。

(2) 契約条項等

別に定める契約書のほか、愛媛県会計規則（昭和 45 年愛媛県規則第 18 号）の規定に準じることとする。

契約保証金については、愛媛県会計規則第 152 条から第 154 条までの規定により取り扱う。

14 問い合わせ・連絡先

〒790-8570

愛媛県松山市一番町 4 丁目 4-2

愛媛県自転車新文化推進協会

（事務局：愛媛県観光スポーツ文化部自転車新文化推進課 サイクルリズム推進グループ）

TEL 089-912-2234

FAX 089-912-2256

メールアドレス jitenshashinbunka@pref.ehime.lg.jp

※電子メールでの提出の場合は、上記のメールアドレスに加えて

miyashita-toyohiro@pref.ehime.lg.jp

honda-himari@pref.ehime.lg.jp

のアドレスにも送付するとともに、担当者の上席を宛先に追加のうえ、期間内に送付してください。

なお、受信確認のため、メール送付後は必ず電話連絡を行ってください。

担当者が、代表者である場合は、その旨メール本文に記載してください。